

## 北部地区における不燃化集中促進助成事業の実施について

### 1 経緯及び目的

台東区では、地震や火災等に強い市街地の形成を目指し、東京都の防災都市づくり推進計画に定める整備地域において、建替え支援等の事業を実施し、不燃化の促進に取り組んでいる。

令和8年3月、東京都は、整備地域において局所的に不燃化が進んでいない区域を対象に、集中的に不燃化を促進するための新たな支援制度を創設した。

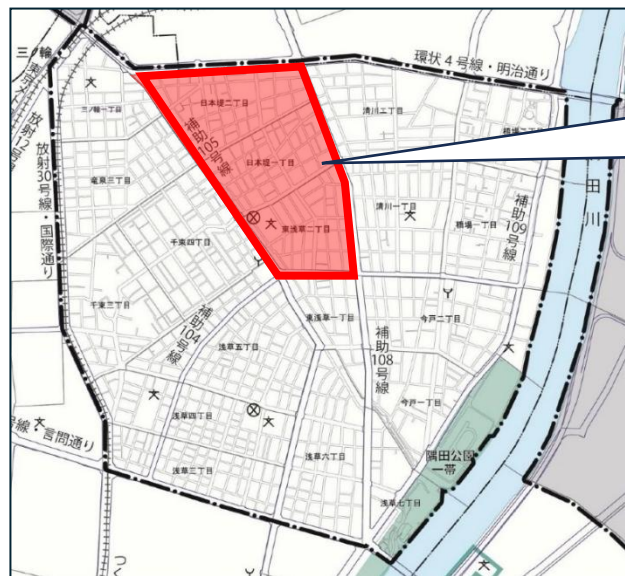
本区においても、この制度を活用し、新たな不燃化促進事業を実施することで、地域の防災性の一層の向上を図るものである。

### 2 事業内容

#### (1) 対象地区・・・図1参照

不燃領域率が60%に達していない区域を設定した。

図1 対象地区



【対象地区】  
・日本堤一・二丁目  
・東浅草二丁目

※不燃領域率…市街地の燃えにくさを表す指標。60%を上回ると延焼による市街地の焼失率が0%に近づき、70%を超えると延焼による焼失率はほぼゼロとなる。

#### (2) 内容

以下のものに係る費用の一部を助成する。

##### ① 建築物除却助成（上限 140万円）

- ・平成8年5月31日以前に建築された建築物、これらに付属する工作物の解体除却及び除却後の敷地の整地に要する費用

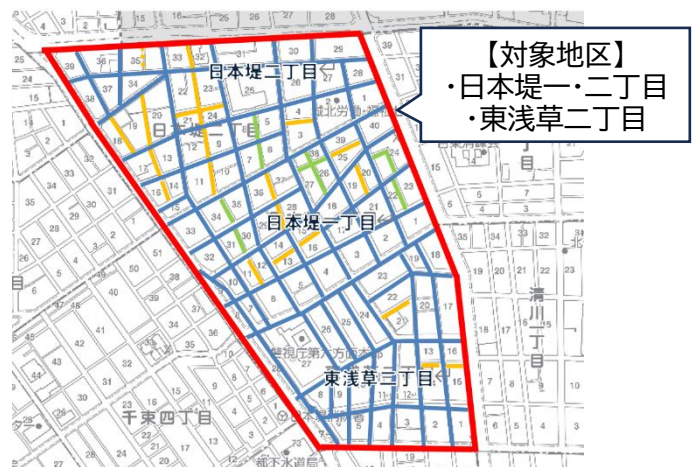
② 建替え助成（上限 240万円）

- ・平成8年5月31日以前に建築された建築物、これらに付属する工作物の解体除却及び除却後の敷地の整地に要する費用並びに耐火建築物又は準耐火建築物への建替えに対する建築設計・工事監理費の一部を助成する。

<参考> 北部地区における現行の不燃化促進事業との比較

	木造建築物不燃化建替え助成	不燃化集中促進助成(新規)
助成期間	令和12年度末まで	令和12年度末まで
助成内容	建替え (木造建築物の除却および耐火建築物等の建築)	除却のみまたは建替え (建替え：除却と耐火建築物等の建築設計・工事監理費)
助成金額	240万円	・除却：上限140万円 ・建替え：上限240万円
対象地区	図2の地区のうち「防災生活道路」(区道)に面した敷地	図2の地区内すべての敷地(私道のみ面に面する敷地も対象)
対象建物	平成8年5月31日以前に建築された木造建築物	平成8年5月31日以前に建築された建築物

図2 対象地区と防災生活道路



(3) 助成件数(見込み)

- ・除却：3件
- ・建替え：1件

(4) 補正予算額(案)

歳入 3,300千円  
歳出 6,600千円

3 期間

令和8年度から令和12年度まで

— 6m — 4m — 4m未満 防災生活道路

4 制度周知

- (1) 広報たいとう、区公式ホームページ等へ掲載
- (2) 権利者へのチラシ配布(郵送、ポスティング)

5 今後の予定

令和8年7月1日 事業開始

## 木造建築物不燃化建替え助成 平成29年度から実施

- ⇒助成内容: **建替え** (木造建築物の除却および耐火建築物等の建築)
- ⇒助成金額: 240万円
- ⇒対象地区: 対象地区のうち「防災生活道路」(区道)に面した敷地

新規事業  
※私道のみ面に面する敷地も対象

(制度終了)

### 整備地域不燃化加速助成

- ⇒助成内容: 除却のみ または 建替え  
※建替え: 除却と耐火建築物等の建築設計・工事監理費
- ⇒助成金額: 除却 上限 120万円  
建替え 上限 200万円
- ⇒対象地区: 対象地区内すべての敷地  
(私道のみ面に面する敷地も対象)

### 不燃化集中促進助成

- ⇒助成内容: 除却のみ または 建替え  
※建替え: 除却と耐火建築物等の建築設計・工事監理費
- ⇒助成金額: 除却 上限 140万円  
建替え 上限 240万円
- ⇒対象地区: 対象地区内すべての敷地  
※私道のみ面に面する敷地も対象

R5年度



R7年度末  
終了

R8年7月  
スタート予定



R12年度末  
終了予定